



2026年2月6日

各 位

会 社 名 オンコリスバイオファーマ株式会社

代 表 者 名 代表取締役社長 浦田 泰生  
(コード番号:4588)

問 合 せ 先 執 行 役 員 秦 耕 平  
(TEL.03-5472-1578)

## 資本金及び資本準備金の額の減少並びに 剰余金の処分に関するお知らせ

当社は、2026年2月6日開催の取締役会において、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について、2026年3月24日開催の第22回定時株主総会（以下、「本株主総会」）に付議することを決議しましたので、お知らせします。

### 1. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行う目的

当社は、2025年12月31日現在、2,058,049,350円の繰越利益剰余金の欠損を計上しております。今般、この欠損金を填補し、財務体質の健全化と将来の剰余金の配当等の株主還元策の実現を目指すとともに、今後の資本政策上の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行うものであります。

具体的には、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替え、欠損額の填補に充当するものであります。なお、当社が発行しているストック・オプション（新株予約権）が減資の効力発生日までに行使された場合は、下記資本金の額、資本準備金の額、減少後の資本金の額及び減少後の資本準備金の額が変動致します。

本件は、払い戻しを行わない無償減資であり、発行済株式総数を変更することなく資本金及び資本準備金の額を減少するものであるため、株主の皆様が所有する株式数に影響を与えるものではありません。また、資本金及び資本準備金の額の減少によって当社の純資産額及び発行済株式総数にも変更はございませんので、1株当たりの純資産額に変更を生じるものではありません。

### 2. 資本金及び資本準備金の額の減少の内容

会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少させ、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

#### (1) 減少する資本金及び資本準備金の額

資本金4,366,132,213円のうち373,824,969円

資本準備金1,621,460,475円のうち1,621,460,475円

(2) 増加するその他資本剰余金の額  
その他資本剰余金1,995,285,444円

3. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金2,058,049,350円を全額減少させ、繰越利益剰余金に振り替え、欠損填补に充当するものであります。

- (1) 減少する剰余金の項目及びその額 その他資本剰余金2,058,049,350円  
(2) 増加する剰余金の項目及びその額 繰越利益剰余金2,058,049,350円

4. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分後の純資産の部

(単位：千円、千円未満切捨て)

科目	2025年12月31日現在	実施後
株主資本	3,992,289	3,992,289
資本金	4,366,132	3,992,307
資本剰余金	1,684,224	-
資本準備金	1,621,460	-
その他資本剰余金	62,763	-
利益剰余金	▲2,058,049	-
繰越利益剰余金	▲2,058,049	-
自己株式	▲17	▲17
新株予約権	7,680	7,680
純資産合計	3,999,969	3,999,969

5. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の日程

- (1) 取締役会決議日 2026年2月6日  
(2) 定時株主総会決議日 2026年3月24日（予定）  
(3) 債権者異議申述公告日 2026年4月10日（予定）  
(4) 債権者異議申述最終期日 2026年5月11日（予定）  
(5) 効力発生日 2026年5月31日

6. 今後の見通し

本件は、純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、純資産額の変動はなく、業績に与える影響はありません。なお、本件は、本株主総会において承認可決されることなどを条件としております。

以上